

e L T A Xによる給与支払報告書提出についてのお願い

◆給与支払報告書については、令和3年1月1日以降の提出分より、前々年における給与の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合は、e L T A X又は光ディスク等による提出が義務化されています。

◆平成29年1月以降は、e L T A Xを利用して、市区町村に提出する給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータも同時に作成できるようになっています。同時に作成したデータは、e L T A Xに一括して送信することで給与支払報告書は各市区町村に、源泉徴収票はe-Taxで事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出されます（一元化）。

1. マイナンバー（個人番号）、法人番号、カナ氏名、生年月日は正確に入力してください

e L T A Xでご提出いただく給与支払報告書の入力必須項目は、データ処理において個人を特定するために大変重要です。

カナ氏名は、名字と名前の間にスペースを1文字入力してください。

また、名字と名前の間以外に不要なスペースの入力を行わないようお願いいたします。

マイナンバー（個人番号）及び法人番号、生年月日は正確に入力をお願いします。

（入力例）

（フリガナ）チノ タロウ

（氏名）茅野 太郎

2. 事業所の指定番号を付番してください

総括表及び提出するすべての給与支払報告書に、各市区町村の事業所指定番号を付番してください。指定番号が不明な場合は、事前に市区町村へお問い合わせください。

3. 普通徴収の入力方法について

長野県内の市町村では、平成30年度から、全ての給与所得者の個人住民税の特別徴収を徹底しています。

例外的に普通徴収対象者となる場合は、個人別明細書の「普通徴収」欄のチェックボックスにチェックを入れていただくとともに、摘要欄に、普通徴収切替理由の符号（普A～普F）を入力してください。

※普通徴収切替理由書を書面で提出していただく必要はありません。

※符号の入力がない場合は、原則特別徴収として取り扱いますので、ご注意ください。

※退職者・乙欄給報の場合も、「普通徴収」へのチェックと符合の入力は必要です。

| 符号 | 普通徴収切替理由（長野県下統一） |
|----|---|
| 普A | 総受給者数が2人以下（受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者（他市区町村分を含む）を差し引いた人数） |
| 普B | 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者） |
| 普C | 給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が93万円以下） |
| 普D | 給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない） |
| 普E | 事業専従者（個人事業主のみ対象） |
| 普F | 退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者 |

4. 徴収区分ごとに提出方法を分ける必要はありません

特別徴収分と普通徴収分を同時に送信できます。上記3. を参考にいただき、徴収区分にかかわらず事業所ごとに一括してeLTAxにて給与支払報告書の提出をお願いします。

5. 対象の市区町村に提出してください

令和5年1月1日現在の給与受給者の住所をご確認いただき、住所地の市区町村あてに提出してください。給与支払報告書に記載されている住所以外の市区町村に提出することのないようお願いいたします。

6. 個人別明細書に訂正がある場合は訂正分のみ再提出してください

いったん送信した内容に訂正がある場合は、訂正となる個人別明細書のみを再提出することができます。訂正分を提出する必要のない市区町村へは再送信しないようお願いいたします。

再送信を行うと複数枚の提出とみなされ、正しく税金が計算できない場合がありますので、特にご注意ください。

詳しくは、(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) 地方税ポータルシステムより、ホーム画面右上「サポート」⇒「よくあるご質問」⇒「給与支払報告書」で検索⇒「提出した給与支払報告書に追加、訂正、取消が発生した場合、どうしたらよいですか。」をご参照ください。

7. その他

- ・ 指定番号、生年月日欄等数字のみを入力する項目に、数字以外の文字列（漢字・ひらがな等）の入力を行わないようお願いいたします。
中途就・退職者については、必ず就・退職日（月のみは不可）を入力してください。
摘要欄に記載内容が入りきらない場合や特記事項のある場合は、別途ご連絡ください。
- ・ 新・旧生命保険料、新・旧個人年金保険料、介護医療保険料の額について、所得税控除限度額の超過にかかわらず、全ての支払額の入力をお願いします。新旧の支払額によっては、住民税控除額に差が出る場合があります。
- ・ 住民税では、住宅借入金等特別控除の適用の有無について、居住開始年月日で判定しています。控除対象者については、必ず居住開始年月日の入力をお願いします。
「特定取得」（消費税率8%または10%で家屋の購入等をされた場合）に該当する方は住民税で適用される控除額が異なりますので、「特定取得」の項目についても入力もれのないようお願いいたします。
- ・ 特別徴収税額通知書の受取方法で「電子データ（正本）」または「書面（正本）+電子データ（副本）」を選択した場合はメールアドレスの入力をお願いします。